

の下に「（当該法人（その設立が、法律の規定により都道府県ごとに一個又は全国を通じて一個に限られているものを除く。）の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後十年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度を除く。）」を加える。

第六十一条の二第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同項第十号中「第十二号又は第十四号から第十七号まで」を「又は第十二号から第十六号まで」に改め、同項第十一号中「次号又は第十四号から第十七号まで」を「又は次号から第十六号まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「第十二号」を「前号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号中「第十二号又は前二号」を「又は前三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「第十二号又は前三号」を「又は第十二号から前号まで」に改め、同号を同項第十六号とし、同条第五項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第七項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号

若しくは第十七号」を「同項第十五号若しくは第十六号」に、「同項第十二号から第十七号まで」を「同項第十二号から第十六号まで」に改め、同条第八項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第九項中「第六十五条の五」を「第六十五条の五の二」に、「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同条第十三項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第六十三条第七項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の二第三項第一号中「同項第三号」を「同項第六号」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同項第三号中「第五条第二項若しくは」を「第五条第二項又は」に改め、「又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合」を削る。

第六十五条の四第一項中「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同項第三号中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項第十三号イを次のように改める。

イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法

第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業

第六十五条の四第一項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第六十五条の五第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「第六十六条」を「第六十六条の二」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第三章第六節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除

第六十五条の五の二 法人（清算中の法人を除く。）が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。）で、その取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有していた期間をいう。）が五年を超えるものの譲渡をし

た場合において、当該法人が当該土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十六の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告

の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「合併法人等」という。）が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第七項第二号二において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該合併法人等が当該土地等の取得をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七條第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるもの

とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 この条における用語については、次に定めるところによる。

一 取得には、当該法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ 第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分

等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ 前三条の規定の適用を受ける譲渡（交換による譲渡を含む。）

ハ 法人税法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換による譲渡

二 適格合併等による土地等の移転

第六十五条の六中「第六十五条の四第一項」の下に、「第六十五条の五第一項」を加える。

第六十五条の七第一項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「平成三年三月三十一日以前に当該法人により取得がされたこれらの資産（平成十四年一月一日以後に譲渡がされるものにあつては）」を削り、「超えるものとし、」を「超えるもの（」に改め、同表の第十四号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項」を「農地法第三十四条第一項」に、「同条第二項に規定する」を「同法第三十五条第一項に規定する農地保有合理化法人等に該当する同項に規定する」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の十第一項各号中「第六十五条の五」を「第六十五条の五の二」に改める。

第六十五条の十一第八項中「第六十五条の四第一項」の下に「又は第六十五条の五の二第一項」を、

「第六十八条の七十五第一項」の下に「又は第六十八条の七十六の二第一項」を加え、同条第九項中「第六十五条の四第一項」の下に「又は第六十五条の五の二第一項」を加える。

第六十五条の十三第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第八項中「又は第六十五条の四第一項」を「第六十五条の四第一項又は第六十五条の五の二第一項」に、「又は第六十八条の七十五第一項」を「第六十八条の七十五第一項又は第六十八条の七十六の二第一項」に改め、同条第九項中「又は第六十五条の四第一項」を「第六十五条の四第一項又は第六十五条の五の二第一項」に改める。

第六十六条の二を次のように改める。

（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）

第六十六条の二 法人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第十項及び第十二項において「指定期間」という。）内に、国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資

産を除く。以下この条において「土地等」という。）の取得をし、かつ、当該取得の日を含む事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出期限までに、当該取得をした土地等（以下この条において「先行取得土地等」という。）につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、当該取得の日を含む事業年度終了の日後十年以内に、当該法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、当該先行取得土地等につき、当該他の土地等に係る譲渡利益金額（当該譲渡の日を含む事業年度において他の土地等の譲渡が二以上ある場合には、その合計額）の百分の八十（当該譲渡の日を含む事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をされたもののみである場合には、百分の六十）に相当する金額（当該譲渡の日を含む事業年度においてこの項の規定の適用を受ける先行取得土地等が二以上ある場合であつて、当該百分の八十に相当する金額のうち他の先行取得土地等に係るこの項の規定の適用を受ける部分の金額がある場合には、当該他の先行取得土地等の取得価額（他の先行取得土地等が二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額を控除した金額。以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳

簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、第一項の届出書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書並びに当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けようとする事業年度において、平成二十一年先行取得土地等（平成二十一

年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。以下この項において同じ。）の取得価額と平成二十二年先行取得土地等（平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をした先行取得土地等をいう。）の取得価額とがある場合には、まず平成二十一年先行取得土地等の取得価額に相当する金額につき第一項の規定を適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等については、第六十五条の七第三項の規定は、適用しない。

6 第一項の規定の適用を受けた先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

7 法人が、第一項に規定する場合において、先行取得土地等の取得の日を含む事業年度終了の日後十年以内に、当該法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分社型分割等」という。）により当該先行取得土地等を当該適格分社型分割等に係る分

割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該先行取得土地等につき、当該先行取得土地等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた先行取得土地等について準用する。

9 第七項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等（当該被合併法人等が第一項の規定による届出書の提出をした土地等に限る。）の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該合併法人等が当該土地等の取得をし、かつ、当該土地等につき同項の規定によ

る届出書の提出をしたものとみなして、同項又は第七項の規定を適用する。

11 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けた先行取得土地等（連結事業年度において第六十八条の八十五の四第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する先行取得土地等を含む。）の移転を受けた合併法人等が当該先行取得土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該先行取得土地等の取得価額に算入されなかつた金額は、当該先行取得土地等の取得価額に算入しない。

12 第一項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする法人の先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は第十項の規定の適用を受けようとする合併法人等に適格合併等により指定期間内に取得をした土地等（以下この項において「引継土地等」という。）を移転した被合併法人等の当該取得の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合において、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第六十八条の八十五の四第一項の規定による届出書の提出をしているときは、当該先行取得土地等又は引継土地等につき第一項の規定による届出書の提出をしているものとみなす。この場合において、同項及び第七項中「事業年度終了の日」とあるのは、「連結事業年度終了の日」とする。

13 第二項から第六項まで及び第八項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 この条における用語については、次に定めるところによる。

一 取得には、当該法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ 第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ 第六十五条の五の二の規定の適用を受ける譲渡

ハ 第六十五条の七、第六十五条の八又は第六十五条の十一から第六十五条の十四までの規定の適用を受ける譲渡

二 法人税法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換による譲渡

ホ 適格合併等による土地等の移転

三 「譲渡利益金額」とは、当該先行取得土地等に係る譲渡土地等（第一項の他の土地等をいう。以下この号において同じ。）の当該譲渡に係る対価の額から当該譲渡土地等の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額（当該譲渡土地等が適格合併等により被合併法人等から移転を受けた土地等である場合には、当該被合併法人等が支出した当該経費の額を含む。）を加算した金額）を控除した金額をいう。

第六十六条の六の前の見出しを「（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入）」に改め、同条第一項中「、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当

該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項及び次項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額を「適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額」に、「剰余金の配当等、」を「剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項中「前項及びこの項」を「この条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 適用対象金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十六条の六第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第二号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改める。

第六十六条の七第一項を次のように改める。

前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第六十九条（第十三項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国

法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

第六十六条の七第二項中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に、「課税対象留保金額」とを「課税対象金額」とに改め、同条第三項中「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改める。

第六十六条の八第一項を次のように改める。

内国法人が当該内国法人に係る特定外国子会社等（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の八第七項を削り、同条第六項中「第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は課税済留保金額若しくは個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項」を「第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなる金額又は課税済金額若しくは個別課税済金額」に、「第一項の

規定を」を「第一項及び第二項の規定を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「課税済留保金額に」を「課税済金額に」に、「課税済留保金額又は個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項」を「課税済金額又は個別課税済金額」に、「同項の規定の」を「第一項及び第二項の規定の」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額」を「これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額」に、「同項の規定により損金の額に算入される金額は」を「これらの規定の適用を受ける金額は」に、「損金の額に算入されるべき」を「適用を受けるべき」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第六十八条の九十二第三項」を「第六十八条の九十二第五項」に、「第一項の」を「第三項の」に、「の課税済留保金額」を「の課税済金額」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第一項」を「同条第三項第二号」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）」を「直接保有の株式等の数」に、「第一項の」を「第三項の」に、「課税済留保金額と」を「課税済金額と」に改め、同項第一号中「課税済留保金額又

は個別課税済留保金額」を「課税済金額又は個別課税済金額」に改め、同項第二号及び第三号中「課税済留保金額又は個別課税済留保金額」を「課税済金額又は個別課税済金額」に、「直接及び間接保有の株式等の数」を「直接保有の株式等の数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該内国法人に係る特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に、「第六十八条の九十二第一項」を「第六十八条の九十二第三項第二号」に、「課税済留保金額と」を「課税済金額と」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 内国法人が当該内国法人に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において

「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3 前二項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 特定外国子会社等に係る課税対象金額で内国法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の六第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（内国法人が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号及び第五項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国子会社等に係る課税対象金額で内国法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の六第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各事業年度

において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「課税済金額」という。）

第六十六条の八に次の二項を加える。

- 9 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入）又は租税特別措置法第六十六条の八（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

- 10 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入）」とあるのは、「益金不算入）（租税特別措置法第六十六条の八第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の九中「第六十六条の七第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外

国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税
済留保金額に係るものの処理」を削る。

第三章第七節の四第二款を削る。

第六十六条の九の六の前の見出しを「(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象
金額の益金算入)」に改め、同条第一項中「外国法人(以下この款)」を「外国法人(以下この項及び第七
項)」に、「その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所
得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金
の配当、利益の配当又は剰余金の分配(以下この項において「剰余金の配当等」という。)」の額に関する
調整を加えた金額(以下この条において「適用対象留保金額」という。))を有するときは、その適用対象
留保金額」を「適用対象金額を有するときは、その適用対象金額」に、「剰余金の配当等、」を「剰余金
の配当等(法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をい
う。))、」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項第三号を次のように改め
る。

三 適用対象金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第六十六条の九の六第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第三号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改め、同条第八項中「第六十六条の九の九」を「第六十六条の九の五」に改め、第三章第七節の四第三款中同条を第六十六条の九の二とする。

第六十六条の九の七第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象

金額に相当する金額を限度とする。)として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額(同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。)とみなして、同法第六十九条(第十三項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、

「外国法人税の額(租税特別措置法第六十六条の九の三第一項(特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除)又は第六十八条の九十三の三第一項(特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除)に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。)につき」とする。

第六十六条の九の七第二項中「第六十八条の九十三の六第一項」を「第六十八条の九十三の二第一項」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に、「課税対象留保金額と」を「課税対象金額と」に改め、同条第三項中「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条を第六十六条の九の三とする。

第六十六条の九の八第一項を次のように改める。

特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る特定外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の九の八第四項を削り、同条第三項中「第六十六条の八第三項から第六項までの規定は、第一項を「第六十六条の八第五項から第八項までの規定は、第一項から第三項まで」に改め、「これらの」を削り、同項の表を次のように改める。

第六十六条の八第五項	内国法人が適格合併	第六十六条の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係
------------	-----------	--

第六十六條の八第五項 第一号	個別課税済金額	課税済金額とみなす	第三項	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の	により被合併法人	
		個別課税済金額（第六十八條の九十三の四第三項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第	課税済金額（同項第二号に規定する課税済金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）とみなす	第六十六條の九の四第三項	同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の第六十六條の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数（以下この項において「直接保有の株式等の数」という。）の	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人

	第六十六条の八第五項 第二号及び第三号	八項までにおいて同じ。） 特定外国法人
第六十六条の八第七項	特定外国子会社等 第六十六条の六第一項	第六十六条の九の二第一項
第六十六条の八第六項	前項又は第六十八条の 九十二第五項	第六十六条の九の四第五項において準用する前項 又は第六十八条の九十三の四第五項において準用 する第六十八条の九十二第五項
	第三項の 前項の	第六十六条の九の四第三項の 同条第五項において準用する前項の
	同条第五項	第六十八条の九十三の四第五項において準用する 第六十八条の九十二第五項
	同条第三項第二号	第六十八条の九十三の四第三項第二号
第六十六条の八第八項	第一項及び第二項の規 第一項及び第二項の規	第六十六条の九の四第一項及び第二項の規定の

	定の	
前項	第一項及び第二項の規	同条第五項において準用する前項
定を	定を	同条第一項及び第二項の規定を

第六十六条の九の八第三項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該内国法人に係る特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に、「第六十八条の九十三の八第一項」を「第六十八条の九十三の四第三項第二号」に、「課税済留保金額と」を「課税済金額と」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の

配当等の額」という。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3 前二項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である内国法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の九の二第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である内国法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の九の二第一項の規定によ